

高校生向けアントレプレナーシップ育成プログラム FuJI (Future Japan Innovator) 応募規約

【はじめに】

高校生向けアントレプレナーシップ育成プログラム FuJI（以下「本プログラム」といいます）は、静岡県（以下「主催者」といいます）の主催する事業です。

応募者は本応募規約に同意の上、応募してください。

なお、本プログラムは主催者より委託を受けた株式会社 RePlayce（以下「運営委託業者」といいます）が事務局運営業務を実施します。

【募集締切】

- ・2024年7月28日(日)23時59分

【禁止事項】

以下の項目に当てはまる企画の応募はご遠慮ください。また、以下の項目に当てはまると判断したものは応募対象外とさせていただく場合があります。

- ・法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれのある内容
- ・営利目的とした内容
- ・犯罪行為を誘因させる内容
- ・主催者または第三者の権利を侵害するおそれのある内容
- ・本人の承認や許可のない個人情報が含まれている内容
- ・わいせつ、残虐、差別その他第三者に不快感を与えるまたはそのおそれのある内容
- ・政治活動、宗教活動に関する内容
- ・主催者の信頼を毀損するような行為を含んだ内容

【受講者の決定】

- ・応募フォームから提出された内容を審査の上、受講者を決定します。（10チーム程度）
- ・受講者として決定した方には、審査終了後、登録したメールアドレスにE-mailで通知します。
- ・応募時にお知らせいただいた連絡先に入力不備等があり、受講者と連絡が取れない場合、受講決定を無効とすることがあります。
- ・受講者の権利を第三者に譲渡することはできません。

【個人情報の利用】

- ・実施運営に際して取得した個人情報は、主催者及び運営委託業者の個人情報保護方針に基づき、適正に取り扱いを行います。
- ・運営委託業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いを委託する場合があります。その際、運営委託業者の個人情報保護方針に則り、適切な業務の監督を行います。
- ・個人情報の利用目的は、以下の通りです。主催者、運営委託業者および関連ウェブサイトは当該利用目的を超えて、参加者の個人情報を利用することはありません。

- (1) 本プログラムの実施・運営、参加者およびその保護者とのご連絡・ご要望への対応
- (2) 参加者およびその保護者が興味を持たれると思われる関連事業の主催者からの御案内
- (3) プログラム受講者及び活動内容の広報
- (4) 本プログラムのサイトをより使いやすいものにし、詐欺やウェブサイトの悪用を検知・防止するため
- (5) 参加状況・アンケートの集計による、事業の分析・評価
- (6) 本事業の広報実施及び報告資料の作成

【活動レポート、広報活動における情報及び成果物の利用】

- ・主催者及び運営委託業者は、受講者のチーム名、氏名及び活動内容等を、活動レポートとして本プログラムに関連するウェブサイト等で発表することがあります。予め同意の上、応募してください。
- ・本プログラムでは、応募時、中間、最終審査を実施いたしますが、審査会（報告会）での発表の様子および発表資料は、オンラインで公開・配信されるほか、録画・録音のうえ主催者、運営委託業者のサイトやプレスリリース、本サービスに関連する資料等で掲載し、公表する場合があります。予め同意の上、応募してください。

【注意事項】

- ・本プログラムへの応募手続きを完了された時点をもって、本応募規約に記載されている内容及び本サイトに記載の全ての内容を理解し、同意したものとみなします。
- ・本プログラムの審査結果に関するお問い合わせおよび苦情、異議申し立て等には一切応じかねますので、予めご了承ください。
- ・本規約に反する行為が発覚し、受講決定が無効及び取り消しとなった場合、受講決定者は何ら不服を申し立てる事が出来ないものとします。
- ・主催者および運営委託業者は、ネットワークの不具合、コンピューターウイルスの影響およびサーバーへの不正アクセスなど主催者および運営委託業者の支配のおよばない事態ならびにそれに関連して生じた応募者の損害等について、一切の責任を負いません。
- ・受講者個人の活動について第三者との間に紛争等が生じた場合には、応募者の責任および負担において、その一切を解決するものとし、主催者および運営委託業者は何らの責任も負いません。
- ・主催者は、必要と認めた場合、本規約を変更できるものとします。
- ・主催者および運営委託業者は本プログラムの適正な運用を確保するために必要なあらゆる対応をとることができるものとします。

【準拠法及び管轄裁判所】

- ・本規約の準拠法は日本法とします。
- ・本規約または本プログラムに起因し、または関連する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年6月26日制定